

別記（第6条関係）

補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

区長は、この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- （１）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２）補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （３）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 財産処分の制限

- （１）補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び従物並びに価格が単価50万円以上の機械及び器具については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで区長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- （２）補助事業者は、賃借している建物について、補助金の交付を受けた場合において、補助事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処理につき区長の承認を受けるものとする。

4 財産処分に伴う収入の納付

区長の承認を受けて3に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に納付させることがある。

5 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

6 補助事業の完了時期

補助事業は、事業実施年度の3月31日までに完了しなければならない。

7 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

8 状況報告

区長は、補助事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し補助事業者に対し報告を求めることができる。

9 補助事業の遂行命令

区長は、3及び4による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

この命令に違反したときは、区長は、補助事業者に対し補助事業の一時停止を命じることができる。

10 実績報告

この要綱に定める補助事業を実施した補助事業者は、事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、区長が別に定める期日までに大田区一時保育事業補助金実績報告書（別記第6号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

11 補助金の額の確定

区長は、10による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

12 是正のための措置

（1）区長は、11による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、補助事業につき、これに適合させるための措置を取るべきことを命じることがある。

（2）10による実績報告は、（1）の命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

13 決定の取消し

（1）区長は、補助事業者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- ア 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の目的に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、11により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

14 補助金の返還

- (1) 区長は、1又は13により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助事業者に対しその返還を命じるものとする。
- (2) (1)の規定は、11により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

15 違約加算金及び延滞金

(1) 違約加算金

補助事業者は、13により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 延滞金

補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- (3) 年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

16 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

17 書類の整備保管

補助事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。

18 消費税仕入控除税額の取扱い

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費

税に係る仕入控除額が確定した場合には、別に定める消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書に必要な書類を添えて、速やかに区長に報告しなければならない。

ただし、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、区長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。